

平成18年4月28日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

埼玉県総合厚生年金基金協議会

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
(実務対応報告公開草案第21号)に対する意見について

平成18年3月16日に公開され、コメントの募集が行われた「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」(実務対応報告公開草案第21号)について、下記のとおり意見を提出します。

記

平成16年の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金の代行部分の債務は、最低責任準備金と明確に定義されました。これにより、基金を設立している企業が、退職給付会計基準における代行部分について、最低責任準備金を超えて負担することがなくなりました。

のことから、代行部分の債務の見直しが先決であり、本公開草案に対して強く反対いたします。